

承認第3号

専決処分の承認を求めるについて（基山町税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年6月5日提出

基山町長 松田一也

令和2年6月12日原案承認

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

基山町長 松田一也

(専決理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日公布され、地方税の賦課徴収に関する特例措置等の改正が行われたことに伴い、基山町税条例を改正することが急務であるため。

基山町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月1日

基山町長 松田 一也

基山町条例第9号

基山町税条例の一部を改正する条例

基山町税条例（昭和24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を加え、「第349の5」を「第349条の5」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

16 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。